

シルバー保険のしおり



公益社団法人四街道市シルバー人材センター

シルバー人材センター傷害保険・総合賠償責任保険

1. シルバー人材センター事業と保険制度

シルバー人材センター（以下、「センター」という。）の目的は、地域の高年齢者が、雇用以外の何らかの就業、つまり、働くことを通じて社会参加と生きがいの充実を図ることなどにあり、原則として、センターと発注者がセンター利用契約書を締結した後、その就業機会を会員に提供（斡旋）し、会員はその仕事を完成することを前提に就業することが基本となっています。

そのため、センター会員と、センター及び発注者との間に雇用関係が生じる事はありません。

したがって、センターの会員は、誰からも雇用される事はありませんので、雇用を前提とした労働関係の諸法規（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など。）の適用はなく、会員が就業中に負傷をしても労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）の適用はありません。

しかし、会員が安心して働き、発注者が安心して仕事を頼めるようにするために、会員の負傷などに対する何らかの補償制度が必要不可欠です。そのため、厚生労働省（旧労働省）の計らいで民間の損害保険会社が、昭和56年3月よりセンター会員の、就業実態に合わせた傷害保険・賠償責任保険を設置しており、センターはこれに加入しております。

2. 傷害保険の概要

ア. 基本的な仕組み

この傷害保険は、センターの会員がセンターの提供した仕事に就業している間に傷害を被った場合に、一定の補償を行うことを目的とするものであって、センターの仕組みや会員の就業の実情を考慮してつくられたものです。

ただし、医療に関する給付（医師に支払う診療費、入院費、薬剤費等）はありません。

イ. 保険契約者

シルバー人材センター傷害保険（以下、「シルバー保険」という。）は、センターと各損害保険会社が契約の当事者となります。

ウ. 被保険者

シルバー保険では、センターが保険契約を結ぶことにより、センター会員全員が被保険者となります。こうすることによって、センターの会員が均等の条件で、仕事に従事することが可能となるわけです。

エ. 保険事故

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者が次に掲げる、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- ① センターの提供した仕事に従事中
- ② センターの指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中。
- ③ 講習会、総会などに出席中または講習会、総会会場と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中。

シルバー保険では労災保険の場合と同様に業務上の災害だけではなく、いわゆる通勤途上の災害に対しても保険給付が行われる事になっています。

また、傷害の原因となった事故は、「急激かつ偶然な外来の事故」でなければなりません。

つまり、「内科的な疾病等によるものが原因である事故」については、保険給付の対象にはなりません。これは、他の傷害保険についても常に要件とされているものです。

オ. 支払われる保険金の種類

シルバー保険で支払われる保険金は、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の4種類で、これらの保険金はそれぞれ次の場合に支払われます。

① 死亡保険金

事故にあった日から180日以内にその傷害がもとで死亡した場合。

② 後遺障害保険金

事故にあった日から180日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じた場合。

③ 入院保険金

事故による傷害によって入院した場合。

ただし、事故のあった日から180日以内の日までに限られます。

④ 通院保険金

事故による傷害によって通院した場合。

ただし、事故のあった日から180日以内の日までの分で、かつ最高90日に限られます。

3. 保険金額

保険金額は、昭和61年以降労働省より全国的に格差を来さないよう、次のとおり保険金額を基として傷害保険に加入するよう指導を受けており、当センターもこれに従っております。

	保 険 金 額 等	
死 亡	900万円	一時金
後遺障害	最高 900万円	後遺障害の程度により保険会社が査定する。
入 院	3,000円	日額（最高180日）
通 院	2,000円	日額（最高90日）

5. 総合賠償責任保険の概要

被保険者が、就業中に第三者に損害を与えた場合の過失責任について、被保険者が就業中に、他人の身体・財物に与えた賠償事故を担保するために、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」の制度があり、当センターもこれに加入しております。

	保 険 金 額	
対人賠償事故	1名につき	2億円
	1事故につき	2億円
対物賠償事故	1事故につき	2,000万円
保管物に対する賠償事故	1事故につき	2,000万円

ただし、「自動車等の所有・使用・管理に起因する賠償」、すなわち自動車事故や、いわゆる通勤途上の交通事故（自転車等で現場に行く途中、他人にケガをさせた場合）など、保険金が支払われない場合がありますのでご注意下さい。

なお、総合賠償責任保険は、就業過程での過失責任についての賠償事故が対象であり、技術・技能的過失責任及び、樹木・ペット等の生き物についても、賠償保険の適用にはなりません。また、対象物は第三者の所有物でなければならぬため、グループでの就業中に仲間の所有物やセンターの財物などに損害を与えた場合も、賠償保険は適用されません。

4. 保険金の請求

被保険者が不幸にして事故に遭い、傷害を被った場合には保険金が支払われますが、この場合に保険金の請求は、会員が直接に保険会社へ行うのではなく、センターを通じて行うことになっています。事故にあった時は、速やかにセンター事務局まで連絡して下さい。

シルバー保険に加入しているとはいえ、事故のないのが一番です。
十分に注意して就業するよう、よろしくお願いいたします。

公益社団法人四街道市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会

平成24年 8月 作成
平成28年11月（改1）
令和 7年 4月 修正